

締約国に関する情報 MC	モナコ 一般情報	附属書 B1 MC
国内官庁の名称	Intellectual Property Division, Department of Economic Expansion (Monaco) (経済拡大部知的財産課 (モナコ))	
所在地	9, rue du Gabian, MC 98000 Monaco (Principauté)	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号	(377) 98 98 98 01	
電子メール	mcipo@gouv.mc	
インターネット	http://mcipo.gouv.mc	
ファクシミリ装置	(377) 92 05 75 20	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	受理しない	
国際出願に関する通知の写しを電子メールで送付するか？	送付しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
出願人がWIPO DAS ¹ から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)2)	出願人がWIPO DASから電子形式で行われた国内出願を取得できるようにする用意がある ²	
モナコの国民及び居住者のための管轄受理官庁	欧州特許庁 (EPO) 又はWIPO国際事務局	
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	国内官庁に問合せされたい	
モナコが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	欧州特許庁 (EPO) (国内段階参照)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	欧州特許	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

2 詳細については次を参照されたい。

https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=12646

MC	モナコ (続き)	MC
国内官庁が認める手数料の支払方法	適用されない。国内官庁は受理官庁として行動しておらず、国内ルートを開鎖している。	
国際型調査に関するモナコの規定 (PCT第15条)	なし	
国際公開に基づく仮保護	欧州特許を目的とする指定の場合： (1) EPOの公用語の1つで公開された国際出願： 損害賠償；特許を侵害する物品の差押えが可能；ただし、侵害訴訟を審尋する裁判所は、特許が付与されるまで当該手続きを停止する。当該出願の請求の範囲についての翻訳に関する国内的要件が満たされなければならない。 (2) EPOの公用語でない言語で公開された国際出願： (1)に規定する保護は、EPOがその公用語の1つにより提供された国際出願を公開するまでは効力が生じない。	
モナコが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	なし	
欧州特許については、附属書B 2の欧州特許機構 (EP) を参照		